

障がい児通所支援サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

(有)いずみソーシャル・サポートは、利用者に対して障がい児通所支援サービスを提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	(有)いずみソーシャル・サポート
法人所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50-1
代表者氏名	和泉 芳枝
電話番号	088-692-8589
FAX番号	088-692-8619
認可年月日／認可番号	2012/3/1
ホームページ	いつもここから.com
2. 事業の目的と運営の方針	スポーツや文化活動を通して、社会への適応訓練、基礎的な育成指導を目的とします。
種 類	障がい児通所支援サービス・2012年3月1日指定
目 的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
名 称	放課後等デイサービスいつもここから
責任者名	岡田 昌代
児童発達支援管理責任者	岡田 昌代
所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50-1
主たる対象者	障害児
運営方針	別紙・障がい児通所支援サービス運営規程による
電話番号	088-692-8589
FAX番号	088-692-8619
電子メール	hodaka@nmt.ne.jp
ホームページ	いつもここから.com
開設年月日	2012年3月1日
利用定員	10名

3. 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤		非常勤			
管理者	1名	1				1	
児童発達支援管理責任者	1名	1				1	
児童指導員	6名	4		2		4.6	
保育士	1名	1				1	
5年以上経験指導員	1名	1		1		1	
介護福祉士							
看護師							

4. 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理者	正規の勤務時間・常勤で勤務(11:00～17:00)します。
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間・常勤で勤務(11:00～17:00)します。
指導員	正規の勤務時間・常勤で勤務(11:00～17:00)します。
指導員	正規の勤務時間・非常勤で勤務(11:00～17:00)します。
保育士	正規の勤務時間・非常勤で勤務(11:00～17:00)します。

5. 放課後等デイサービスの概要

(1) 利用者の負担額

別紙、障がい児通所支援サービス個人利用説明書のとおりです。

①児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付費から給付されるサービス

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付費(市町村から支給される額及び利用者の上限負担額等)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個々人について提供するサービスの内容については、個別支援計画にもとづくものとします。

種類	内容
日常生活における基本動作の訓練	コミュニケーション指導、スポーツ(サーフィン・サッカー・スケートボード等)、基本的な生活習慣の訓練、体力づくり、造形活動等
集団生活への適応訓練	集団で行える活動

その他	
-----	--

②児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付外サービス(利用者負担によるサービス)

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付費外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。

なお、利用料金につきましては、障がい児通所支援サービス個人利用説明書によりご確認ください。

6. 苦情申立先

苦情解決委員会	苦情受付担当者:岡田 昌代
	苦情解決責任者:和泉 芳枝
	第三者委員:
	担当者不在の時は、指導員が代行致します。
藍住町役場 福祉課	所在地: 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
	電話番号: 088-637-3114
徳島県障害福祉課	所在地: 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁内
	電話番号: 088-621-2248
徳島県の窓口	福祉サービス運営適正化委員会 電話番号 088- 611 - 9988 平日の9:00~17:00

7.健康管理

通院・治療	障がい児通所支援サービス時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院いたします。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身(ご家族)で行っていただきます。
協力医療機関	仁木訪問診療クリニック 徳島県徳島市中洲町1丁目64番地2 TEL088-611-2128

8. 障がい児通所支援サービスを利用の際に留意していただく事項

障がい児通所支援サービスを利用されている方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご注意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 当社を利用する際、本人・対物損害賠償保険にご加入下さい。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込みについてはご遠慮ください。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りくださるようお願いいたします。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付費外サービス(利用者負担によるサービス)

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス給付費外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。なお、利用料金明細につきましては、障がい児通所支援サービス個人利用説明書によりご確認ください。

私は、本書面にもとづいて、職員(職名 _____ 氏名 _____)から、上記重要事項及び障がい児通所支援サービス個人利用説明書の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利 用 者

氏 名

扶 養 義 務 者

住 所

氏 名

印

続 柄

様に対する障がい児通所支援サービスの提供にあたり、上記の通り重要事項及び障がい児通所支援サービス個人利用説明書について説明しました。

年 月 日

事 業 者

所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50-1

名 称 有限会社いずみソーシャル・サポート

代表者名 和泉 芳枝

印

説 明 者

氏 名

印